

低所得の子育て家庭児童進学支援金 のお知らせ

模試費用や 受験料を支援

※中学3年生: 模試費用6,000円まで
高校3年生: (模試費用8,000円まで
受験料53,000円まで)



大学等の入学一時金と
して25万円支給

対象となる方

1 ①、②の両方の条件を満たしている方

- ① 令和7年度さいたま市学習支援教室に登録している中学3年生、高校3年生の子がいる世帯
- ② 児童扶養手当全額受給世帯、住民税非課税世帯

※②の条件については、低所得の子育て家庭児童進学支援金助成事業登録届出書（様式第1号）による届出時だけでなく、低所得の子育て家庭児童進学支援金助成事業交付申請書（様式第5号）による申請時においても満たす必要があります
例えば、児童扶養手当全額受給世帯の方は、届出時だけでなく、申請時においても全額受給している必要があります
※生活保護を受給し、かつ、住民税が課されている世帯の方は、住民税の減免申請により、生活保護を受けている期間に到来する納期の全額が減免されている必要があります

2 支援金助成の交付申請にあたっては、原則として、以下の①から③までの全てを満たす必要があります

- ① 学習支援教室への出席が可能となった日が属する月から、助成金の交付申請日が属する月の前月までの期間が3箇月以上であること
- ② 学習支援教室への出席が可能となった日以後、助成金の交付申請日が属する月の前月までの同教室の開催日のうち、出席した日の割合が5割以上であること
- ③ 交付申請に係る高等学校又は大学等の受験日が属する月の前月までに、学習支援教室への参加が可能となった者であること

支援金額

模試費用（上限額）	中学3年生 6,000円、高校3年生8,000円
受験料（上限額）	高校3年生 53,000円
入学一時金	高校3年生250,000円

※令和7年度に支払った模試費用・受験料が対象です
※学習支援教室への出席が可能となった日より前の費用については、助成の対象外です
また、受験料及び入学一時金については、受験日が学習支援教室への出席が可能となった日が属する月の翌月以降であるものに限りです

申請方法は裏面へ

■さいたま市 子育て支援課（受付時間：平日8:30～17:15）

TEL 048-829-1271 FAX 048-829-1960

申請方法

- 1 さいたま市学習支援教室に登録します
- 2 低所得の子育て家庭児童進学支援金助成事業登録届出書（様式第1号）に必要書類（※1）の写し及び振込口座の通帳の写しを添付し、提出してください

※1 以下の①に加え、②または③が必要書類となります（これらの写しをご提出ください）

- ①学習支援教室参加決定通知書
- ②児童扶養手当受給資格（全部支給）を有していることを証する書類
- ③住民税非課税世帯であることを証する書類
（令和7年1月1日にさいたま市に居住していなかった方のみ。証明書は、令和7年1月1日現在、居住していた市区町村で発行されます）

- 3 2の登録の決定が通知された後、低所得の子育て家庭児童進学支援金助成事業交付申請書（様式第5号）により、高等学校又は大学等（※2）の受験日、受験したこと及び受験費用が分かる書類、大学等への入学を認められたこと及び支払った入学金等の金額が証明できる書類を添付し、申請してください

なお、申請にあたっては、原則として、次の①から③までの全てを満たす必要があります

- ①学習支援教室への出席が可能となった日が属する月から、助成金の交付申請日が属する月の前月までの期間が3箇月以上であること
- ②学習支援教室への出席が可能となった日以後、助成金の交付申請日が属する月の前月までの同教室の開催日のうち、出席した日の割合が5割以上であること
- ③交付申請に係る高等学校又は大学等の受験日が属する月の前月までに、学習支援教室への参加が可能となった者であること

※2 「大学等」とは、大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）のことを指します

2、3のご提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課
[低所得の子育て家庭児童進学支援金担当]

申請期限

令和8年3月31日まで (必着)

詳しくは

さいたま市ホームページをご確認ください

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/011/p114046.html>



市ホームページ

■ **さいたま市 子育て支援課**（受付時間：平日8:30～17:15）

TEL 048-829-1271 FAX 048-829-1960